

**国民年金 日本年金機構から送付されます**  
**社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書**

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象(平成28年1月から12月に納付した保険料)になります。過去の年分や追納された保険料も含まれます。

平成28年1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日の間に今年はじめ国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のハガキに表示されている番号に問合せてください。

**問合せ** 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657  
 町民課 ☎ 146

### 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気がついたりしたら、1人で悩まずご相談ください。

**よい子の電話教育相談** 24時間365日対応  
**18歳以下専用(無料) #7300** または  
 ☎ 0120-86-3192

**保護者専用** ☎ 048-556-0874  
 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp  
 \*いじめメール相談フォームには、こちらのQRコードから入れます



**ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)** ☎ 048-861-1152  
 月~土曜日\*祝日・年末年始除く  
 8:30~17:15

**子どもスマイルネット** ☎ 048-822-7007  
 10:30~18:00(祝日・年末年始除く)

### 税を考える週間

#### 11月11日(金)~17日(木)

今年は「暮らしを支える税」をテーマとして、税の役割や、国税庁による諸施策について紹介します。詳細は国税庁HPをご覧ください(www.nta.go.jp)。



**問合せ** 東松山税務署 ☎ 22-0990 (自動音声案内)

**「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会」を旨として**

**家族の日 11月20日(日)**

**家族の週間 11月13日(日)~26日(土)**

家族や地域、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めてみませんか。

**問合せ** 子育て支援課 ☎ 191

**問合せ** 埼玉県 青少年課 ☎ 048-830-5858

#### 埼玉いのちの電話

こどもライン 18歳以下

☎ 048-640-6400

金・土曜日 15:00~21:30

相談電話 ☎ 048-645-4343

24時間365日対応

#### さいたまチャイルドライン

年末年始を除く 16:00~21:00

子供専用 18歳以下 ☎ 0120-99-7777

#### 埼玉県こころの電話

☎ 048-723-1447

土・日・祝日・年末年始除く

9:00~17:00

**子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)** ☎ 0120-007-110

月~金曜日 祝日・年末年始除く

8:30~17:15

### 年末調整の扶養控除等についてお願い

給与の支払いを受ける人(給与所得者)は、毎月の給与から所得税が源泉徴収されていますが、1年間に支払った合計額と支払うべき年税額が一致しないことがあります。このため、源泉徴収税額の過不足を精算する必要があります。この手続きが「年末調整」です。

配偶者控除や扶養控除等を受けるために、次の事項について確認いただき、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記入をお願いします。

#### ●扶養親族等の年間の合計所得金額が38万円を超えていませんか?

扶養親族等の所得金額が38万円を超える場合、配偶者控除、扶養控除を受けることはできません。

年間所得38万円の例 給与収入 103万円  
 年金収入 108万円(65歳未満)  
 158万円(65歳以上)

複数の収入がある場合は、それぞれの所得金額の合計額が38万円を超えると配偶者控除や扶養控除を受けることはできません。

※配偶者の方に限っては、所得が76万円未満の場合、配偶者控除ではなく「配偶者特別控除」の適用が受けられます。こちらは扶養ではありませんが、配偶者の所得額に応じて9段階に控除額が分かれています。

#### ●家族内で扶養を重複していませんか?

同じ人を2人以上が扶養することはできません。扶養が重複していた場合、後日どちらかの扶養をはずすことになり、所得税や町県民税が増額することがあります。

家族間で扶養について相談してから記入してください。

これらに留意のうえ、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を記入して、勤務先へ提出をお願いします。記入漏れや記入誤りがある場合、控除等が受けられず、所得税・町県民税等が多く課税されることがありますのでご注意ください。

また、提出後に扶養にとれないこと等が判明した場合には、後日、確定申告や住民税申告をすることで控除の訂正や追加ができますので、申告をお願いします。

町県民税の適正な課税のために皆様のご協力をお願いします。

**問合せ** 税務課 住民税担当 ☎ 131~133

### 「年末調整説明会」開催します

東松山税務署では、給与の支払がある事業者(法人、個人)の方に対して「平成28年分の給与所得者に係る年末調整説明会」を開催します。

期日	時間	対象	場所
11月14日(月)	午前10時~正午	小川町、東松山市、滑川町、嵐山町、ときがわ町	東松山市民文化センターホール (東松山市六軒町5-2)
	午後2時~4時	東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	

※指定された時間に出席できない場合には、他の時間に出席することも可能です。

**問合せ** 東松山税務署 ☎ 22-0990 (自動音声案内「2」を選んでください)